

まだまだスマートには説明できないのです。
1-

他方、古代史の方では、残存する戸籍が考察の基礎材料であり、戸籍実態説の立場からは氏族間の婚姻形態や氏族の構成組織、寄口や奴婢の存在などを根幹として社会構造の末端を復元する方向にあります。これを古墳時代以前に遡及させることは今や乱暴な議論でして、戸の人口格差などが考古学に言う単位集団の大小、流動性とどのよう結び付くかは、残念ながら互いに検証不足であることを否認しません。これからは歴史としての整合性の追求と矛盾点の共有をどうすれば解決できるか、学際的な検討が望まれているのです。

新しい枠組みは学的連係以上に個人の努力も必要ですが、考古学と古代史の表裏一体的理解への推進は、私のような末端地方行政にいる者から地域実践への動きを開始させる必要があると考える昨今です。互いに研鑽を積みましょう(中・下に続く)。

大和古墳群散策

(会員) 野村 武司

今月の現地見学会は、四月二十六日JR

大阪駅に集合し、加茂行き大和路快速に乗車することから始まる。奈良駅で乗換え桜井線に乗ると二両編成のワンマンカーで、無人駅での乗下車は運転手後ろのドアのみである。辺りに人気の無い無人駅の長柄駅で下車する。参加者は二十二名。このコースは中司先生のお奨めで、計画・資料の作成・現地での説明まで引き受けていただいたので、大変お世話をかけました。

十時四十五分 駅前をスタート、東西に延びる道を丘陵地の方に向かう。人通りの無いひなびた田園風景が広がり、人家の前を右折し少し行くと道に沿って池があり、覗き込むと金魚が群れをなして泳いでいる。飼育されているのか、自然に増えたのかと

考えながら大和神社の森に入ると、拝殿の奥に春日造りの本殿が三殿並んでいた。

おおやまと
大和神社 天理市新泉町

主祭神 日本大國魂大神・八千矛神(大國主神の異称)・御年大神
やまののおおくにのみま

日本大國魂大神は三輪の大神主神と並ぶ大和の地主神で、御年大神は大年神の子で農耕を司る神と言われる。

日本大國魂大神については、『日本書紀』崇神天皇六年の条に

「日本大國魂神を以ては、淳名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに淳名城入姫、髪落ち体瘦みて祭ること能はず」とあり、七年八月の条に「市磯長尾市を以て、倭大國魂神を祭ふ主とせば、必ず天下太平ぎなむ」と言うことで祭主にしたところ、やがて国内は治まったとある。同様の話は、垂仁天

皇二五年三月の条にも見え、大倭直の祖長尾市宿禰に命じ祭らせたと記されている。神社の当初の鎮座地は、現在地より東方の山麓であるとみられ、後代になって現在地に移されたと言われる。一説には現在の長岳寺の位置であると言う。

朱鳥六年（六九二）持統天皇は藤原京の造営に当たって、伊勢・住吉・紀伊・菟名足（うなだり）の神と共に当神社に伺いをたてた。寛平九年（八九七）には最高位である正一位の神階が授けられた。延喜式神名帳には「大和国山辺郡大和坐大国魂神社 三坐」と記載され、名神大社に列し、月次・相嘗・新嘗の幣帛に預かると記されている。後には十六社、二十二社の一社となった。

平安時代までに天照大神を祀る伊勢神宮に次ぐ広大な社領を得、朝廷の崇敬を受け隆盛した。しかし平安京への遷都や藤原氏の台頭などで、中世には社領を全て失っていた。

以後明治四年（一八七二）官幣大社に列せられた。神社の本殿は江戸時代に寺院

様式に造られていたので、この時に新たに社殿が造営された。

戦艦大和には同名であることから、当神社の祭神の分霊が艦内に祀られていたが、同艦は昭和二〇年沖繩戦で沈没した。その時亡くなった二七二七名の英霊が本社地の祖霊社に合祀されている。昭和四四年には境内に「戦艦大和記念塔」が建立され、昭和四七年には巡洋艦矢矧他駆逐艦八隻の戦没将士の英霊



大和神社

も合祀され、坊の岬沖海戦の全戦死者三七二二柱が神として祀られている。戦争経験者としては、知人に会ったような気になる。参拝を終えて上つ道に面して建つ大鳥居に向かうと鳥居左の池の向こうに馬口山（ばくち山）古墳がある。中司先生の説明では、当古墳は採取された特殊器台形埴輪

の破片の紋様から、箸墓古墳に先行して築造されたと見られ、全長一一〇メートルの大きさを持つ。この地には一〇〇メートル以上の古墳が多く規模の大きさから、いずれも大王に繋がる縁者の墳墓と考えられている。

交通量の多い国道一六九号線を渡り、丘陵地を進むと下池山古墳の先に出る。池端の足元も覚束ない畦道を古墳近くまで歩く。

下池山古墳 天理市成願寺町

前方後方墳で全長一二〇メートルの大きさを持つ。後方は南北六五メートル、東西五メートルの長方形で高さ九メートル、前方部は巾二五メートルで高さ四メートルを計る。埋葬施設は竪穴式石室で、内部にはコウヤマキの割竹形木棺の存在が認められた。石室の奥には小石室が設けられ、三七・六センチメートルの大きさの内行花文鏡が納められていた。四世紀中頃の築造と言われる。

山の辺の道を歩き、西山塚古墳に向かう。

西山塚古墳

天理市菅生町西山

集落に入ると池(周濠)の傍に小山があり、深い雑草を掻き分けて山に登る。



全長一二〇メートルの大ききで三段築成の前方後円墳である。この地の他の古墳と方向が異なり、埴輪は高槻より運ばれたことが確認された事から、手白香皇女墓とされる。当墳は、後円部径約六二メートル、前方部巾約八五メートルで六世紀の築造とされる。

来た道に戻り村外れの分岐点を山に少し向かい、西殿塚古墳の後円部先に至る。後円部から墳墓に沿って歩き、前方部正面に廻る。

西殿塚古墳 (継体天皇皇后手白香皇女陵)

天理市中山町西殿塚

この墳墓は古より有力者の陵墓として崇められてきたのか東殿塚古墳のように砦として利用されることも無く陵域を留めている。木々の間から段のある様子が判る。正面は宮内庁の手で整備され、手白香皇女陵の碑が建てられている。古墳時代前期の築造とみられ、全長一二〇メートルの大きさをもつ前方後円墳である。

昼時となったので、果樹園の細い道を下りて中山大塚古墳に向かい、前方部付近の広場の木陰で昼食をとる。広場の一郭に大和神社御旅所の碑が建ち、御旅所坐神社として本社三神を祀っている。

中山大塚古墳 天理市中山町大塚

昼食後、中司先生の先導で落ち葉を踏みしめ雑木に掴まりながら、古墳の後方部に登る。墳頂に着くと付近の草木が刈られ、堅穴式石室の部分が植木の囲いで示されている。古墳の全長は約一二〇メートルで、後円部径約八〇メートル、前方部巾約五〇メートルを計る。墳丘には葺石が施され、周囲には濠が巡らされていた古墳時代前期の墳墓である。当墳は南北朝時代から戦国時代にかけて戦いに巻込まれ、砦等に利用されたため当初の墳形が変えられたと言われる。

山の辺の道を南にとり長岳寺に隣接する東海自然歩道トレイルセンターで休憩し、更に行燈山古墳へと向かう。畑の中の畦道

を通過して行燈山古墳を囲む外堤に登る。

行燈山古墳（崇神天皇山辺道勾岡上陵）

天理市柳本町

行燈山古墳は丘陵の先端部を絶ち切る様に造られた前方後円墳で、平野部から古墳を見ると高く見えるが、丘陵の方から古墳を見ると丘陵の高さと余り変わらない。従

って周濠は後円部と前方部で高さが異なる。丁度、堤を上った所がくびれ部で古墳と堤を繋ぐ土橋（道）が造られ、後円部を貫通する格好で他に二本の土橋が造られて水位が異なっている。くびれ部から低い方の濠を眺めると、水面が随分下に見える。中司先生の話では、調査の結果後円部の高い方の濠は築造当時の広さであるが、前方部に広がる濠は江戸時代に拡張されており、上下の濠の広さが異なる。周濠と云うので何時の間にか同一平面と思ひ込んでいた。一番高い所から確かめようと濠を巡ったが途中で通行不能となり、濠の上を通る山の辺の道に戻った。行燈山古墳は 全長二四

メートルで後円部径一五八メートル、前方部巾一〇二メートル 古墳時代前期の大古墳である。

行燈山古墳の後ろに隠れるように櫛山古墳がある。平野部から見ると両古墳が直線で並んでいるようである。

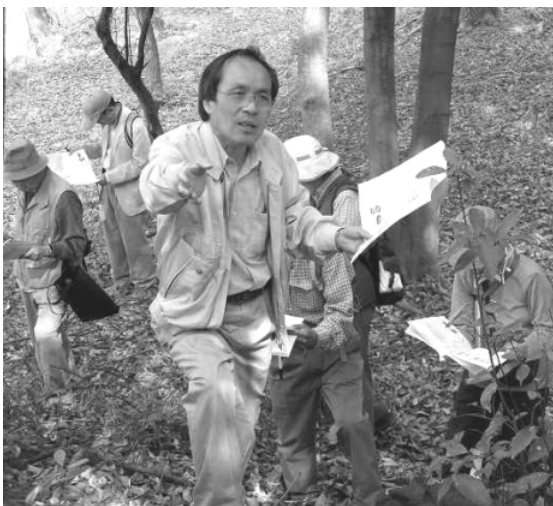
櫛山古墳 天理市柳本町櫛山

中司先生の説明では、行燈山古墳・櫛山古墳共余り築き上げることなく、丘陵の高さを利用して築造されている。櫛山古墳の円部に立ち回りの丘陵を眺めると、先生の説明通り高さは余り変わらない。墳丘の先端部に行くと、丘陵との間が深く切り取られ谷になっている。切り取った土を墳丘に積み上げ、見かけの規模は大きくとも動かした土量は、普通の墳墓の三分の一または四分の一で済んでいる。櫛山古墳は古墳時代前期の築造と見られ、全長一四八メートル、中円部径約九〇メートル、前方部巾約六〇メートルの規模で、珍しい双方中円墳である。中円部には竪穴式石室が設けられ、

中に長持形石棺が納められ、墳墓の周りには周濠が巡らされていた。

櫛山古墳は江戸時代から濠に水を溜めていたので、三〇〇年経った今では、二メートル以上前方部が削り取られ瘦せてしまっている。その後 工事に先立つ発掘調査の結果思いもよらぬ所から円筒埴輪が出土した。

一説に大型の墳墓を造るため細部の墳形が省略され、その結果 壺形の墳墓が鍵穴形



櫛山古墳で解説中の中司先生

に変化したものだろうと言われている。

古墳の墳形は箸墓古墳を祖形として、西殿塚古墳―行燈山古墳―渋谷向山古墳へと受け継がれ、時代を経て学習しながら改良を加えられてきたのだろうか。行燈山古墳においては、大王の権威を示すために形式を引き継ぎ大型の墳墓を造るため地形を最大限に利用し結果として労力の増大を防ぎ、周濠については濠を区切る土橋が設けられ互いの水位が異なる。このことはその後の濠や古墳の保全にも役立つと思われる。

櫛山古墳から行燈山古墳の周囲を廻り陵墓の正面まで歩き、小憩の後黒塚古墳に向かう。

黒塚古墳 天理市柳本黒塚

古墳時代前期の墳墓と推定され、規模は全長一三二メートルの前方後円墳で後円部径約七二メートル、前方部巾約六〇メートルを計る。現在は柳本公園の一面にあり周濠に囲まれ、築造当時の形態を良好にとど

めている。大和古墳群の調査委員会が中心となつて平成九、十年の二年をかけて調査が行われ、後円部の竪穴式石室の存在が明らかとなり、副葬品として三角縁神獸鏡他多数の鏡が出土した。竪穴式石室は後円部の中央に墳墓の主軸に直交して造られている。石室は全長約八・三メートルの大きさで川原石と石板を用いた合掌式の特異な様式であった。石室の中央には、長さ六メートル、直径一メートル以上のクワの巨木を刳り抜いた木棺が置かれていた。現在木棺は朽ち粘土の棺台が残っている。

三角縁神獸鏡について

黒塚古墳からは三十三面の三角縁神獸鏡が出土したが、三角縁神獸鏡は背面に神獸を配し周縁が山形に鋭く尖る形をしているためにこのように呼ばれている。鏡の直径が二二センチメートル、重さは約一キログラムにもなり、鏡の裏側に中国の吉祥句を記した文章や神仙・靈獸などが表現されている。

古代の首長達が鏡に表現された不死や神仙思想という中国の思想を受け入れたと考えられる。また黒塚古墳から出土した各種の鏡は、初期ヤマト政権のあり方や耶馬台国の所在地の論争にも無関係ではなく、これからの解明が待たれる。

展示館の見学を終え黒塚古墳に登る。今日一日で最高の展望で、数年前の説明会で訪れた会員諸氏は口々に変わり様に驚きと喜びを表していた。頂上部からは南に箸墓古墳も望めた。

山の辺の道

纏向地域に本拠を定めた大王家と、大和に入つて布留の地に本拠を置いた物部氏が、大和のみならず周辺の地を平定するのに共に兵を動かす統一行動をとるには、布留と纏向を最短距離で繋ぐ必要があつた。三輪山の神聖な地と俗な地域をわけけるラインが北に伸ばされて山の辺の道となつたと考えてみたい。現在の観光のための道とは区別して考えたいと思う。

上つ道

この山の辺の道の西約五五〇メートルに二番目の南北の道が付けられる。この道が後に上つ道と呼ばれる主要道路で、中世以降に上街道として京都から南都奈良を経て長谷寺・伊勢神宮に向かう街道となった。この道は大王家の初代王墓とされる箸墓から物部氏の族長墓とも見られる西山古墳の外堤の端に繋がっている。箸墓古墳・柳本大塚古墳・黒塚古墳・馬口山古墳・西山古墳はほぼ同一線上にある。

本日の見学を終えJR柳本駅に向かって落ち着いた街路を歩く。二両連結のワンマンカーは下校中の学生や山の辺道を堪能した旅人達で混んでいた。くねくねと曲がりくねった道を行きつ戻りつし、随分歩いた積りでもJR長柄駅とJR柳本駅の間の一区间のみである。ただ、万歩計は二万以上を指していた。下車駅が異なる人がいるので、奈良駅で流れ解散となる。

論考紹介 「廢刀令の通説を疑う」

(会員) 石塚一郎

このところ、ナイフや銃による殺傷事件が度々報道され、盛んに論議がなされている。

折しも、岩波書店のPR雑誌『図書』七〇七号(二〇〇八年二月一日)に中世史研究者の藤木久志氏による表題のような論考が掲載された。興味ある内容なので紹介したい。

「廢刀令」といえば、明治時代を扱う日本史では必ず取り上げられる法令だが、高校教科書に「廢刀令は、武士の特権の廃止であるが、同時に、国民の武装解除をめざしたものであった」と記載してある(三省堂『日本史B』)ように、私たちの理解は、平凡社の大百科事典にあるような、「刀狩りいらい庶民の武装は禁止され、廢刀令で

武士の帶刀も禁止され、ここに国民の非武装が定着した」というようなものではなからうか。

著者はこのような私たちの理解(通説)に疑問を呈している。

布告された廢刀令

廢刀令というのは、明治九年(一八七六)にだされた、太政官布告二十八号のことで、次のようなごく簡単なものであった。

自今、大礼服着用、ならびに、軍人および警察・官吏など、制規ある服着用の節を除くの外、帶刀禁ぜられ候条、この旨、布告候事、

ただし、違反の者は、その刀、取りよぐべき事、

つまり、大礼服(重要な公式行事の時の礼服)を着たとき、ならびに、軍人・警察・官吏が、勤務のために制服を着たときを除き、そのほかは帶刀を禁止するというもの

で、しかも違反しても、その刀を没収する行政処分にとどめ、罪は問わないというじつにゆるやかな立法であった。

司法の現場の混乱

ところが、このゆるやかな立法が、司法の実務をになう、地方の現場を混乱させたらしく、さまざまな問い合わせ(伺い)が、司法省に殺到した(太政類典二二の一)。たとえば、

① これまでの慣習では、帯刀というのは、長刀か双刀(刀・脇差し)を身に帯びることだけをいい、脇差しという短刀だけを帯びるのは、帯刀とはいわなかったが、それでいいのか。それとも、こんどの公布にいう帯刀とは、双刀か短刀の別なく、いつさいの金刀を携帯することを禁止するのか。もし、そうなら、公然と腰に刀を帯びるのではなく、身を守るために、短刀を懐に入れたり、鍔を杖に仕込んだり、あるいは、袋や荷物の中に刀を入れて、ひそかに持ち歩くのも禁止の対象になるのか。

② 公布の趣旨は、いつさいの凶器を携えて通行するのを禁止する、というのではないのか。身を守るため、銃・鍔などを携えることは、いまだ明示的な禁令がないが、これも認めるのか。

もし、理由もなく、短銃や短鍔を持ち歩く者がいたら、公法への違反として、罰せざるをえないが、これも禁令はない。これらもすべて不問にするのか。

③ 公布の但し書きによれば、違反した者は、ただその刀を没収するに止め、罪を問わない、というように見えるが、役所の禁令に違反する者は、法律に照らして、罪を問うべきではないのか。その上で、刀を没収するというならわかるが、そう心得てよろしいのか。

④ 帯刀の禁を犯した士族・平民から没収した刀は、どうすればいいのか。

司法省の意外な回答

このように、司法の実務をになう現場は、公布する以上は、全面的な武装禁止令とす

べきであり、違反に対しては、厳罰と処分をもつてあたるべきでないか。そうでないと、現実に取り締まりができないという、強い当惑が広がっていたらしい。

ところが、これに対する司法省の公式見解は、意外なものであった。

① については、「第三十八号布告は、いつさいの刀剣を佩帯するのみを禁じたるなり」。②については、「懐中もしくは褆裏に包蔵し、および、その余の兵器を携帯するが如きは、この限りにあらず」。③については、「犯禁の処分は、その刀を没収するに止む」というのであった。

藤木氏の得た結論

④から帯刀した平民がいたことも明らかだが、司法省の公式見解は、士族あるか平民であるかを問わず、さまざまな武器を所持しても構わない。だが、それを携行するときは、かならず包んで持ち歩け。もし、



むきだしで携帯すれば、帯刀とみなすが、たとえ違反しても、刀の没収（行政処分）に止め、刑罰は科さないというのである。広く知られる廃刀令というのは、このように帯刀だけの禁止令であり、国民の武装解除令ではなかった。

この法令の立法のねらいは、これまで長く社会の身分表象とされてきた帯刀という習俗を、一般の人から排除して、明治国家を支える軍人・警察・官吏などの役人たちだけの公的な身分表象として独占しようというものだったのである。

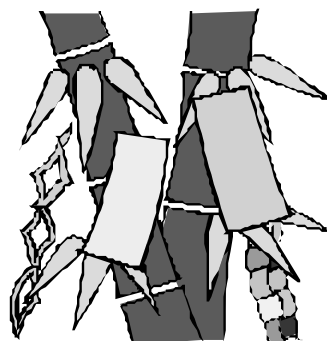
司法の側の関心は、もっぱら帯刀という形式だけにあつて、民間の保有する武器にたいする恐怖や警戒感を、そこに読み取ることはできない。

明治の廃刀令は国民の武装解除令だったという通説は、このような司法省の回答を無視した、根拠のない俗説（私たちの思いこみ）であつた。

武器の保有や使用は、すべて民間の自制に委ねられていたのである。

水郷の船あし鈍き信長忌

宮田 佐智子



八月の例会

八月九日（土） 午後二時より

会場 豊中市教育センター

（ルシオーレビル六階）

「五世紀ヤマト政権と北河内」
枚方市教育委員会 西田 敏秀

八月の現地見学は例年どおりお休みです。



編集後記

最近の『つどい』が以前と編集制作面で変わってきているのにお気付きでしょうか。

S S O Kの情報工房がなくなり、箕面の日経オリコミに変更しました。これを機会に原稿を紙に貼り付けるのを止め、誌面を全てパソコンで構成して、データを直接会社のパソコンに送信しています。図表や写真がより鮮明になり、文字や資料が少しゆがんでいるかな？ということもなくなりました。

ここにいたるまで、パソコンにお詳しい濱田裕稔さんの御指導を受け、相談にのってもらっています。改めてお礼を申し上げたいと思います。

<http://homepage2.nifty.com/toyonakarekishi/>